

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、公正で透明性の高い経営体制、すなわち株主を重視した経営に徹しなければならないと考え、取締役会の経営監視機能及び監査役会設置による監査機能の強化により経営陣が忠実に株主の負託に応えられるものと認識しております。その結果として、株主を始めとする数多くの利害関係者から厚い信頼を受け、経営の効率性と競争力が高まるものと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則 1-2-2 株主総会における権利行使】

当社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保できるよう、株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。また、招集通知に記載する情報は、招集通知発送より前にウェブサイトなどで電子的に公表していませんが、今後、発送前の公表についても検討してまいります。

【補充原則 1-2-4 議決権の電子行使及び招集通知の英訳等】

現在当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低い状況であります。今後、海外投資家の比率が一定程度以上となった時点で、議決権電子行使プラットフォームや招集通知の英訳を進めてまいります。

【原則1-5 いわゆる買収防衛策】

当社は、持続的な成長を継続させ企業価値を向上させることを経営の最重要課題と認識しており、現段階では買収防衛策の導入予定はありません。

【補充原則 3-1-2 情報開示の充実】

現在当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低い状況であります。今後、海外投資家の比率が一定程度以上となった時点で、決算説明資料や招集通知等の英訳を進めてまいります。

【補充原則 4-1-2 中期経営計画未達の原因、分析及び株主への説明、次期以降への反映について】

当社は、中期経営計画を開示していませんが、会社説明会資料等に長期ビジョンを掲げることで株主・投資家との共有認識を醸成できるよう努めております。当社は、経営環境の変化が激しい中で、迅速かつ柔軟に最適な経営判断を行うとともに、株主、投資家の皆様に当社の経営戦略や財務状況等を正しくご理解いただくための情報開示のあり方として、長期的な経営戦略、ビジョンを公表するとともに、事業単年度毎の業績等の見通しを公表することとしております。

また毎期初において、当該期の目標額を開示しており、その実現に向けて社員一丸となって取り組んでおります。目標額と一定の乖離が生じた際は、必要な開示を行っております。また、中期経営計画を開示する必要性も引き続き検討してまいります。

【原則 4-2 取締役会の役割・責務(2)】

当社は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行い、グループ行動規範を定めております。また取締役会において決議すべき提案について、それぞれの取締役が独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行い、決議された提案は、掌管取締役が監督・執行責任を担っております。尚、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを検討してまいりたいと考えております。

【補充原則 4-2-1 現金報酬と自社株報酬の適切な割合設定】

当社は、経営陣の報酬については、中長期的な業績と連動する報酬や、自社株報酬制度は導入していませんが、今後は持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう検討してまいりたいと考えております。

【原則 4-10 任意の仕組みの活用】

当社は監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していませんが、社外取締役1名に加え、監査等委員3名中2名を社外取締役とすることで、指名・報酬に関わらず、特に重要な事項に関する検討に当たっては、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ており、独立社外取締役の意見を十分に踏まえつつ取締役会で決定しております。現時点では、任意の仕組みを活用するなどの必要性はないと考えております。

【補充原則 4-10-1 任意の仕組みの活用(指名・報酬等の検討)】

当社は監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していませんが、社外取締役1名に加え、監査等委員3名中2名を社外取締役とすることで、指名・報酬に関わらず、特に重要な事項に関する検討に当たっては、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ており、独立社外取締役の意見を十分に踏まえつつ取締役会で決定しております。現時点では、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会を設置することなどの必要性はないと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

1. 政策保有に関する方針

当社グループは、取引先との関係維持・強化等、取引先金融機関との円滑かつ緊密な信頼関係を維持し、事業基盤の安定的化を図ることを目的に株式を保有しております。また当該会社株式を保有することが当社グループの企業価値向上、および中長期的な発展に資すると認められる場合に、当該会社株式を保有することができる方針としております。また、その保有の意義を個別銘柄ごとに検討のうえ保有継続の是非を決め、定例の取締役会において報告を行います。また、保有する株式について、上述の保有目的に照らして、定期的に検証を行います。

2. 政策保有株式に係る議決権行使の基準

議決権行使については、保有目的、当該会社の経営・財務状況を勘案し、議案ごとの賛否を適切に判断します。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役会規程において、取締役の利益相反取引及び競業取引に関しては、取締役会の承認を得ることを定めております。また、監査等委員会監査等基準においては、取締役の善管注意義務及び忠実義務等の法的義務の履行状況を監視、検証することを定めるとともに、競業取引及び利益相反取引について、取締役の義務に違反する事実がないかを監視、検証することとしております。

【原則3-1 情報開示の充実】

- (1) 社是・理念、経営戦略を当社ウェブサイトにて開示しております。
- (2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を当社ウェブサイト、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書にて開示しております。
- (3) 経営陣幹部の報酬等については、業績面、管理面等を総合的に勘案して人事評価手続に基づき決定しております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬につきましては、具体的な決定は代表者に一任することを取締役会で決議しております。代表者は、任期中の実績や経営への貢献度等を総合的に勘案して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬を決定しており、その総額につきましては、株主総会の決議の範囲内となっております。また、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で監査等委員会の協議により決定しております。
- (4) 経営陣幹部・取締役候補については、経営陣・取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮し、遵法精神に富んでいること、経営に関し客観的判断能力を有するとともに、先見性、洞察力に優れていることを基準として、総合的に選任・指名しております。
- (5) 取締役の経歴・選任理由については、株主総会招集通知参考書類に記載しております。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務】

当社の取締役会は、定款および法令に定めるもののほか、取締役会において決議する事項を取締役会規程において定めております。また、取締役会規程で定めた以外のものについては経営陣へ委任し、その内容を職務権限規程として定め、経営陣が執行できる範囲を明確にしております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社の取締役会は、社外取締役1名に加え、監査等委員3名中2名を社外取締役とすることで、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たす体制を確保しています。独立社外取締役は3名となり、取締役総数の3分の1以上を「社外」となりました。今後も、3分の1以上の独立社外取締役の比率を維持していく方針です。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役の候補者選定にあたり、会社法が定める社外取締役の要件や東京証券取引所が定める独立性基準に加え、当社の経営に対し、専門的で建設的な助言および監督のできる社外取締役1名に加え、監査等委員3名中2名の社外取締役を選定し、独立役員として届出を行っております。

【補充原則4-11-1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

取締役会は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模を考慮し、遵法精神に富んでいること、経営に関し客観的判断能力を有するとともに、先見性、洞察力に優れていることを基準として、総合的に選任しております。

【補充原則4-11-2 取締役の他の上場会社の役員との兼任状況】

当社の一部の取締役は、他の会社の取締役、監査役を兼務しておりますが、兼務の主たるものは、グループ経営の一環として子会社の役員兼務で当社本体の業務を補完するものであり、本来の役割・責務に支障をきたすような兼務ではありません。なお、兼任については、兼任先の業務内容・業務負荷等を勘案し、取締役会決議により決定しております。

【補充原則4-11-3 取締役会の自己評価】

当社は、取締役会の実効性の分析・評価について、2015年度から、6つの評価項目（議論・検討の実効性、監督機能の実効性、リーダーシップの実効性、環境整備状況の実効性、株主・ステークホルダーへの対応の実効性、取締役会の構成等に関する実効性）を定め、取締役を対象に自己評価に関するアンケート調査を実施し、その結果の概要を開示する予定です。

【補充原則4-14-2 取締役・監査等委員に対するトレーニングの方針】

当社では、取締役及び監査等委員が必要とされる知識等を習得するために、取締役会等多くの取締役及び監査等委員が参加しやすいタイミングで外部講師を招いた研修を行うほか、必要に応じ、外部セミナー等に参加しております。監査等委員については、ガバナンスの一翼を担うべく、日本監査役協会等が開催する講習会や勉強会に参加し、監査等委員として必要な知識の習得および監査等委員の役割と責務の理解促進に努めています。その際の費用負担については会社にて負担しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、IR担当取締役を中心としたIRの決算説明会を開催し、マネジメント自らの言葉でアナリスト・機関投資家向けに現況、戦略を伝えているほか、証券会社・IR支援会社等が企画する個人投資家向け説明会に参加しております。また、名古屋証券取引所が主催する名証IRエキスポにも積極的に出展しております。また、ディスクロージャーポリシーを制定し、当社ウェブサイトにて開示しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社エム・エフ	524,470	24.97
向井 俊樹	281,430	13.40
向井 弘光	272,510	12.97
ICDAグループ社員持株会	159,368	7.58
向井 なよ子	83,970	3.99
株式会社百五銀行	63,000	3.00
株式会社第三銀行	42,000	2.00
向井 崇	40,000	1.90
向井 末安	29,540	1.40
米山 鐘秀	27,300	1.30

支配株主(親会社を除く)の有無	向井 弘光 向井 俊樹
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部、名古屋 第二部
決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社は、支配株主との取引については、一般的な取引と同様の基準で合理的に決定しており、重要性のある取引については取締役会等において、その取引の妥当性を検討し、少数株主に不利益を与えることのないよう努めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期 更新	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
高木 純一	他の会社の出身者													
伊藤 保元	他の会社の出身者													
山川 明伸	他の会社の出身者								△					

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高木 純一		○	—	社外取締役の高木純一氏は、長きにわたり会社経営および学校経営に携わり、豊富なマネジメント経験を有しており、これらの実績と経験に基づき、取締役会の意思決定および監督機能の強化に活かして頂けると考えています。同氏は、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれのある事項がないと判断し、独立役員として指定しています。
伊藤 保元	○	○	—	社外取締役(監査等委員)候補者の伊藤保元氏は、長きにわたり会社経営に携わり、豊富なマネジメント経験を有しており、これらの実績と経験に基づき、当社経営の監査・監督にあたって頂いています。同氏は、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生

				<p>じるおそれのある事項がないと判断し、独立役員として指定しています。</p>
山川 明伸	○	○	<p>社外取締役の山川明伸氏は、当社の主要な借入先である株式会社百五銀行の出身です。3,106百万円(2016年3月31日現在)の借入額が存在しています。</p>	<p>社外取締役(監査等委員)候補者の山川明伸氏は、長きにわたり金融機関に在籍し、財務および会計に関する、豊富な知見を有しており、これらの実績と経験に基づき、当社経営の監査・監督にあたって頂いています。同氏は、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれのある事項がないと判断し、独立役員として指定しています。</p>

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新
--

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	あり
---	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

監査等委員会は、内部監査部門との連携により監査等を実施していることから、監査等委員会の職務を補助すべき使用人は配置しておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会は、会計監査人から定期的に、また必要に応じて随時、監査の実施経過について報告を受け、積極的な意見及び情報交換を行います。また、財務報告に係る内部統制評価についても、定期的に必要な報告を受けるなど、公正な監査ができる体制づくりを行います。また、監査等委員会は、内部監査部門である内部監査室と会計監査人と定期的に、意見交換と情報共有を目的に三様監査会を開催し、連携をとっております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3名
--	----

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役の独立性は、東京証券取引所および名古屋証券取引所が定める独立性基準に基づくとともに、当社の持続的な成長と中長期的な発展に貢献できる豊富な実績と幅広い知見を有する有識者を、社外取締役の候補者として選定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社は、経営陣の報酬については、中長期的な業績と連動する報酬や、自社株報酬制度は導入しておりませんが、今後は持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう検討してまいりたいと考えております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	
役員報酬の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示はしていません。取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額は、平成28年6月22日開催の第7回定時株主総会において、年額300,000千円以内(内、社外取締役30,000千円以内)と決議されております。	
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

経営陣幹部・取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等については、業績面、管理面等を総合的に勘案して人事評価手続に基づき決定しております。取締役の報酬につきましては、具体的な決定は代表者に一任することを取締役会で決議しております。代表者は、任期中の実績や経営への貢献度等を総合的に勘案して、取締役の報酬を決定しており、その総額につきましては、株主総会の決議の範囲内となっております。また、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で監査等委員会の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

社外取締役へのサポートは、管理部から年間の取締役会開催日程及び個々の取締役会の開催案内の提供を行っており、取締役会の資料については、事前に配布しております。欠席社外取締役へのサポートは、監査等委員を除く社外取締役については管理部が、監査等委員である社外取締役については常勤監査等委員が取締役会開催後速やかに会議の内容を報告しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

(1)企業統治体制の概要

当社は、取締役会・取締役の監査・監督機能の充実を図るため、平成28年6月22日開催の当社第7回定時株主総会の承認をもって、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行しました。当社及び当社グループ会社の経営方針及び当社グループ会社の経営管理に関する重要な事項に関する意思決定、並びに当社及び子会社の業務執行の監督及び監査機関として全取締役8名(うち、社外取締役3名)で構成しており、月1回の定例取締役会の開催に加え、重要案件が生じたときに臨時取締役会を都度開催しております。また、迅速かつ確かな経営及び執行判断を補完するため、当社取締役、当社グループ各社の取締役及び部長等で構成された経営会議を原則毎月開催し、当社グループの経営状況・所管業務の現状を報告し、業務執行における重要課題を審議しております。

(2)リスク管理体制の整備

当社及び当社グループ会社はさまざまなリスクに対し、その大小や発生可能性に応じ、事前にリスクの認識をし、適切な準備を行うとともに情報の収集に努め、リスクを最小限にとどめる体制を構築しております。また、当社グループのリスクマネジメントに関する基本的事項を定め、事業を取り巻くさまざまなリスクに対して的確な管理・実践が可能となるようにすることを目的として、リスク管理規程を施行しております。なお、当社グループのリスク管理を統括する組織として、リスク管理委員会を設置するとともに、管理部内に事務局を設けております。リスク管理委員会は、代表取締役が委員長となり、委員は各役員で構成し、3ヶ月に1回開催され、リスク管理の基本方針並びに全社的なリスク意識の醸成に関する事項等を審議・決定しております。

さらに、経営危機の発生した場合の会社の対応を目的として、経営危機管理規程を施行しております。想定されるリスクについては、直ちに代表取締役を本部長とした危機管理対策本部を設置し、情報の収集・分析、対応策の検討・決定・実施、再発防止策の検討・決定・実施、関係機関との連絡、報道機関への対応、その他、経営危機に関する事項等を行うこととしております。

(3)コンプライアンス委員会

当社及び当社グループ会社全社員が日常の業務遂行において関連法令を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践するため、コンプライアンス規程を施行し、社内のコンプライアンスを統括する組織として、コンプライアンス委員会を設置するとともに、内部監査室内に事務局を設けております。コンプライアンス委員会は、代表取締役が委員長となり、委員は各役員で構成し、3ヶ月に1回開催され、コンプライアンスの基本方針並びに法令遵守の普及・徹底方針に関する事項等を審議・決定しております。

(4)内部監査

当社及び当社グループ会社の内部監査は、当社が定める「内部監査規程」に基づき、代表取締役直轄部署の内部監査室3名により実施しております。内部監査室長を責任者とし、各事業年度開始に先立って内部監査計画書を立案し、代表取締役の承認を得て、計画に基づいて内部監査を実施しております。内部監査内容及び結果はすべて代表取締役へ報告されるとともに、被監査部門に対して改善事項の指導を行い、被監査部門は改善状況を報告し、業務の改善を行うことで、実効性の高い内部監査を実施しております。これにより、不正取引の発生防止や業務の効率性改善等につとめ、会社の業績向上、違法経営を通じて会社の発展に寄与することを目的とした内部監査を実施しております。また、内部監査室と監査等委員および会計監査人と定期的に、意見交換と情報共有を行い、連携をとっております。

(5)社外取締役

当社の社外取締役は3名であります。当社には、社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針はありませんが、選任にあたっては東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める独立役員の独立性の判断基準等を参考にしており、高木純一氏、山川明伸氏、伊藤保元氏を、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立役員として東京証券取引所及び名古屋証券取引所に届けております。社外取締役高木純一氏は、長きにわたり会社経営および学校経営に携わり、豊富なマネジメント経験と識見を有しております。なお、同氏と当社の間において、人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役(監査等委員)山川明伸氏は、株式会社百五銀行の常勤監査役を務め、金融機関に在籍していたことから、金融、財務及び会計に関して豊富な知識と識見を有しております。なお、同氏と当社の間において、人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。また、社外取締役(監査等委員)伊藤保元氏は、柳河精機株式会社の取締役を務め、企業経営者としての豊富な知識と識見を有しております。なお、同氏と当社の間において、人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役1名に加え、監査等委員3名中の2名を社外取締役とすることで経営への監視機能を強化しております。コーポレート・ガバナンスにおいて、社外取締役(監査等委員)2名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能の客観性、中立性の確保が十分に機能する体制を整えております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役の報酬については、株主総会の決議により、それぞれ報酬総額の最高

限度額が決議されております。各役員の数については、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、取締役会の決議、監査等委員である取締役は、監査等委員である取締役の協議によりそれぞれ定めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社が監査等委員設置会社へ移行した理由としては、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を置き、複数の社外取締役の選任を通じて取締役会の監督機能を高めることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るためであります。また定款の定めにより、取締役が業務執行の決定を広く取締役に委任することを可能とすることで、業務執行と監督を分離するとともに、経営の意思決定を迅速化し、更なる企業価値の向上を図るためであります。さらに、平成27年5月1日施行の改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更となり、社内外問わず、業務を執行しない取締役との間で責任限定契約を締結することが可能となったことから、取締役がその期待される役割を十分に発揮できると考え、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

監査等委員会は、取締役3名(うち、社外取締役2名)で構成されております。監査等委員である取締役は取締役会に出席するほか、重要な会議に出席し意見を述べるとともに、内部監査室と連携しリスク管理体制の構築に努めております。さらに、監査等委員会を定期的に開催し、監査等委員である取締役での情報・意見交換を行い経営監視機能の強化の向上を図っております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に向けて努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	——
その他	株主総会終了後、株主の皆さまに当社の事業や今後の取組みについて理解いただく情報提供の場として、また、世界の鈴鹿のコースを楽しんでいただきたいの思いから、鈴鹿サーキット「国際レーシングコース」のフルコース約5.8kmを貸切り、株主の皆様がマイカーで走行できる鈴鹿サーキットマイカーランを開催しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを策定し、当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社・IR支援会社等が企画する個人投資家向け説明会に参加しております。また、名古屋証券取引所が主催する名証IRエキスポに出展しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算開示後と本決算開示後に、アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて決算短信、有価証券報告書、株主通信などを掲載しております。 当社ホームページURL: http://www.icda.jp/	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部にIR担当者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社のコンプライアンス規程において、コンプライアンス規範を掲げており、企業倫理の向上・法令順守の確保に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、自動車販売関連事業及び自動車リサイクル事業をグローバルに展開するにあたり、自動車の販売・サポートにおいて部門や企業の壁を超えた企業間連携を効率的に行うことで、最終顧客であるお客様の期待の変化に対して本質を深く理解し、商品やサービスの付加価値を最大化してゆくバリューチェーンクロス・ミックスビジネスの強化を推進しております。また、自動車の販売・サポートのみならず、環境への配慮や資源のリサイクルなど様々な取り組みを推進しながら、その社会的責任を積極的に果たす努力を続けております。今後も循環型社会のキーワードである3R、Reduce(発生抑制) Reuse(再利用) Recycle(再資源化)をテーマに掲げ、地球環境保護に貢献していきたいと考えております。このような考え方から当社グループは「自動車に関わる国際的流通複合企業体」(International Conglomerate of Distribution for Automobile)として、「車社会を通じオンリーワンバリューチェーンクロス・ミックスビジネスの革新を実現し、CS・ES・CSRのベスト経営」を実行する企業グループでありたいと考えております。 CS(お客様に次回も選んでいただける会社を目指す。) ES(社員一人一人の志事(仕事)が厳しくても、日々楽しく、夢のある会社づくりに全員参画経営の実現。) CSR(適正利益経営のもとでの社会貢献を果たす。)
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では、ディスクロージャーポリシーの基本方針として、金融商品取引法の諸法令および東京証券取引所の定める有価証券上場規程の「会社情報の適時開示等」(以下、「適時開示規則」といいます)に従って、透明性、公平性、継続性を基本とした迅速な情報開示を行っております。また諸法令や適時開示規則に該当しない場合でも、株主や投資家の皆様に当社を理解いただくために重要あるいは有益であると判断した情報につきましては、積極的かつ公平に開示することを基本方針としております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の通り、子会社を含む企業集団全体の内部統制システムを整備しています。

- 1 当社および当社グループ会社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社は、取締役会規程に基づき、取締役会を毎月1回開催し、また別途必要に応じて臨時取締役会を開催する。
(2) 取締役は、取締役会を通じて、他の取締役の業務執行の監督・管理を行う。
(3) 取締役会規程において、重要な財産の処分および譲受、多額の借入れおよび債務保証などの業務執行について取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、それらの付議事項について取締役会で決定する。
- 2 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
(1) 株主総会、取締役会等の議事録を、法令および規程に従い作成し、適切に保存・管理する。
(2) 経営および業務執行に係る重要な情報、決定事項、社内通達などは、所管部署で作成し、適切に保存・管理する。
- 3 当社および当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 当社および当社グループ会社の損失の危険(リスク)については、「リスク管理規程」および「経営危機管理規程」に基づく対応によって、リスクの発生に関する未然防止や危機拡大の防止に努める。
(2) 当社および当社グループ会社は、法律事務所と顧問契約を結び、重要な法律問題について適宜アドバイスを受け、法的リスクの軽減に努める。
- 4 当社および当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役会における意思決定に当たっては、十分かつ適切な情報を各取締役に提供する。
(2) 業績管理に資する財務データについては、ITシステム等により適時・適切に提供する。
- 5 当社および当社グループ会社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1) 企業理念に関する方針・行動規程を定め、冊子を作成し、全従業員に配布するとともに、法令と社会規範遵守について教育・啓蒙・監査活動を実施し、その周知徹底と遵守に努める。
(2) 従業員の職務権限の行使は、職務分掌規程、稟議規程等に基づき適正かつ効率的に行う。
(3) 内部監査部門である内部監査室が、各拠点、各部署における業務執行が法令・定款および社内規程等に適合しているか否かの監査を実施する。
(4) コンプライアンスに違反する行為を認めた場合、もしくは自らが巻き込まれる恐れがあった場合の内部通報窓口として内部通報ホットライン等を設置し、コンプライアンス違反等またはその恐れのある事実の早期発見、対応に努める。
(5) 内部通報ホットライン等へ報告をしたものが当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益をも課してはならないと内部通報規程において規定し、その旨を周知徹底する。
- 6 当社ならびにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 当社グループでは持株会社制を採用しており、当社の取締役が、取締役会を通してグループ全体の重要事項を決定および事業会社を含む主たる子会社の業務執行の監督を行う。
(2) 当社社長は事業会社社長から、毎月業務執行状況や重要な経営課題などについて報告を受け、対応方針や対応状況を確認し、また適切に支持を行う。
(3) 内部監査部門である内部監査室が、グループ内の事業会社である子会社の内部監査を実施する。
- 7 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役(当該取締役および監査等委員会である取締役を除く。)からの独立性および当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
(1) 監査等委員会が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会と協議のうえ、必要に応じて使用人を配置し、当該使用人は監査等委員会の指示に服することとする。
(2) 使用人を配置した場合のその使用人の異動、人事考課等については、その使用人の独立性を確保するため、監査等委員会の事前の同意を得ることとする。
- 8 当社および当社グループ会社の取締役および使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制
(1) 監査等委員会が選定する監査等委員は、必要に応じて重要会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を開覧し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)または使用人にその説明を求めることができる体制とする。
(2) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、担当する業務執行の状況等を定期的に当社監査等委員会および当社グループ会社の監査役に報告することとする。
(3) 当社および当社グループ会社の取締役(当社においては監査等委員会である取締役を除く。)および使用人等は、取締役の職務執行に関して重大な法令・定款違反および不正行為の事実、または当社および当社グループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときには、速やかに当社監査等委員会に報告することとする。
- 9 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査等委員会は、その職務を遂行するために必要と判断するときは、いつでも取締役および使用人に報告を求める体制とする。
(2) 監査等委員会が、取締役および使用人からヒアリングを実施し、代表取締役、内部監査室等とそれぞれ定期的に意見交換を実施できる体制とする。
(3) 監査等委員会がその職務について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員会の職務の執行に関しなないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとする。
- 10 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社および当社グループ会社は、財務報告の信頼性確保および金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが有効かつ適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社および当社グループでは、上記の内部統制システムに関する基本的な考え方に基づき、以下の通り反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を定めるとともに、体制の整備を図っております。企業倫理に関する基本的方針として、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断するために、対応部署として総務課を中心に、財団法人暴力追放三重県民センターに入会し、警察等を含む外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集などを行い、弁護士とすみやかに連携を取り、業務の妨害が生じないように努める。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示に係る社内体制

当社は、ディスクロージャーへの積極的な取組みをコーポレート・ガバナンスの一環として位置づけております。また、株主等が当社発行有価証券の投資に際し、重要または有用であると判断される情報について、金融商品取引法その他法令及び東京証券取引所の適時開示規則等を遵守することが重要であると考えております。収集された情報は、逐次、情報開示取扱責任者に集められ、所要の検討・手続きを得たうえで公表すべき情報は、適時に公表することとしております。

